

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

必ず御記入ください。
指定番号と宛名番号は税額通知書に記載されています。

記入例(普通徴収へ)

(宛先) 新座市長 R 8 年 9 月 8 日 提出	所在地	〒 2 2 2 - 2 2 2 2 〇〇県××市△△1-23-4		特別徴収義務者指定番号	7 7 7 7 7 7 7	※市区町村ごとに異なります		
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツサンギョウ		宛名番号	3	※特別徴収税額通知書に記載		
	名称	株式会社 ○×産業		担当者連絡先	所属	人事課		
	法人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		氏名	新座 花子			
				電話	1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0 内線 ()			
給与所得者	フリガナ	ニイザ タロウ		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	異動の事由	未徴収税額の徴収方法
	氏名	新座 太郎 旧姓 []						
	生年月日	3 ←右から番号を記入 2.大正 3.昭和 4.平成 62 年 1 月 1 日		6 月から	9 月から	令和 8 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長期欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・法人成り→変更届を提出 7. 会社解散 8. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		8 月まで	5 月まで			
	受給者番号	A 1 2 3		120,000 円	30,000 円	90,000 円	※下段も記入※	
	1月1日時点の住所	新座市 野火止1-1-1						
現在の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上							

【一括徴収のお願い】
1月1日以降に退職する人については、一括徴収することが法律で義務付けられています (地方税法第321条の5)。
 また、12月31日以前の退職でも本人が希望する場合や、**外国人が帰国する場合は**、一括徴収に御協力をお願いします。

税額通知書に記載されている金額

何月分まで徴収済みなのか、何月分以降は未徴収なのか御記入ください。※誤りがあると還付や追加での納入等、別途手続が必要になる場合があります。記入間違いがないか、再度御確認ください。

【普通徴収】本人が納付書で直接納める方法

3. 普通徴収の場合

理由	1 ←右から番号を記入	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。(外国人が帰国される場合は、一括徴収に御協力をお願いします)。 2. 異動が令和9年1月1日以降で、令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため
----	-------------	--

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

必ず御記入ください。
指定番号と宛名番号は税額通知書に記載されています。

記入例(一括徴収)

(宛先) 新座市長 R 8年 9月 8日 提出	所在地	〒 222-2222 〇〇県××市△△1-23-4		特別徴収義務者指定番号	7777777	※市区町村ごとに異なります			
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツサンギョウ		宛名番号	3	※特別徴収税額通知書に記載			
	名称	株式会社 ○×産業		担当者連絡先	所属	人事課			
	法人番号	5555555555555555		氏名	新座 花子				
			※個人事業主の方は「事業所名」及び「事業主の氏名」を御記入ください	電話	123-456-7890 内線 ()				
給与所得者	フリガナ	ニイザ タロウ		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	異動の事由	未徴収税額の徴収方法	
	氏名	新座 太郎 旧姓 []							120,000 円
	生年月日	3 ←右から番号を記入 2.大正 3.昭和 4.平成 62年 1月 1日		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	6 月から	9 月から	令和 8年 8月 31日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長期欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・法人成り→変更届を提出 7. 会社解散 8. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	個人番号	123456789012			8 月まで	5 月まで			
	受給者番号	A123							
	1月1日時点の住所	新座市 野火止1-1-1							
現在の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上								

【異動の事由が死亡の場合】
 異動の事由が4. 死亡の場合は、未徴収税額について一括徴収することができません。
 残りの税額は相続の対象となりますので、普通徴収として届け出てください。

税額通知書に記載されている金額

何月分まで徴収済みなのか、何月分以降は未徴収なのか御記入ください。
 ※誤りがあると還付や追加での納入等、別途手続が必要になる場合があります。
 記入間違いがないか、再度御確認ください。

2. 一括徴収の場合

理由	1 ←右から番号を記入	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で特別徴収の継続の申出がないため (1月1日から4月30日までの間に異動した方は一括徴収することが義務付けられています。)	徴収予定月日	9月 20日	徴収予定額	90,000 円	左記の一括徴収した金額は 9 月分 (翌月10日納期限分)で納入します。
							↑(ウ)と同じ金額

【一括徴収】最後の給料で、(ウ)未徴収税額分を事業所がまとめて納める方法

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

必ず御記入ください。
指定番号と宛名番号は税額通知書に記載されています。

記入例(特別徴収継続)

(宛先) 新座市長 R 8 年 9 月 8 日 提出	所在地	〒 2 2 2 - 2 2 2 2 ○○県××市△△1-23-4	特別徴収義務者 指定番号	7 7 7 7 7 7 7 <small>※市区町村ごとに異なります</small>
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツサンギョウ	宛名番号	3 <small>※特別徴収税額通知書に記載</small>
	名称	株式会社 ○×産業 <small>※個人事業主の方は「事業所名」及び「事業主の氏名」を御記入ください</small>	担当者 所属	人事課
	法人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	担当者 氏名	新座 花子
			担当者 電話	1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0 内線 ()

給与所得者	フリガナ	ニイザ タロウ	(イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	異動の事由	未徴収税額の徴収方法
	氏名	新座 太郎 旧姓 []				
	生年月日	3 ←右から番号を記入 2.大正 3.昭和 4.平成 62 年 1 月 1 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	令和 8 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長期欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・法人成り→変更届を提出 7. 会社解散 8. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				
	受給者番号	A 1 2 3				
	1月1日時点の住所	新座市 野火止1-1-1				
現在の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上					

新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号	新規 7 8 8 8 8 8 8 <small>※市区町村ごとに異なります</small>	法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
	所在地	〒 3 3 3 - 3 3 3 3 ▽▽県◇◇市〇区**9876	担当者 所属	代表
	フリガナ	ヘアースロンサンカク ニイザ ウメコ	担当者 氏名	新座 梅子
	名称	ヘアースロン▽ 新座 梅子 <small>※個人事業主の方は「事業所名」及び「事業主の氏名」を御記入ください</small>	担当者 電話	1 2 - 1 2 3 4 - 1 2 3 4 内線 ()
			受給者番号	
			納入書の要否 (指定番号新規の場合)	2 ←右から番号を記入 1.必要 2.不要

税額通知書に記載されている金額

何月分まで徴収済みなのか、何月分以降は未徴収なのか御記入ください。※誤りがあると還付や追加での納入等、別途手続が必要になる場合があります。記入間違いがないか、再度御確認ください。

ネットバンキング、共通納税システム、自社製の納入書等を使用していることにより、新座市の納入書を使用していない事業所は「不要」を選択してください。